

# 医 事 業 務 委 託 仕 様 書

乙は、この仕様書の定めるところにより、委託業務を実施するものとする。

## 1 委託業務の名称

岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター医事業務委託

## 2 委託業務の実施場所

岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター  
岩手県一関市花泉町涌津字上原 31 番地

## 3 業務の内容

- (1) 外来業務
- (2) 診療報酬明細書等作成業務
- (3) 過誤・返戻に係る診療報酬明細書の処理業務
- (4) 自動車損害賠償保障法に係る診療報酬明細書の作成業務
- (5) 介護保険に係る業務
- (6) 公衆衛生活動における健診業務
- (7) 生活保護関連業務
- (8) その他の業務

業務の具体的な内容は、別紙「業務手順書」に定める業務とする。なお、その業務の詳細については、各種業務手順書（以下手順書という。）等によるものとする。また、手順書等に明記されていない付随する業務についても委託業務の範囲とする。

業務を行うにあたり、岩手県立病院等利用料条例、岩手県立病院等利用料規則、病院診療規程及び医事業務基準等関連規程を遵守すること。

## 4 従事者

- (1) 従事者は、本書に定める作業内容を行うに足りる知識、技能及び経験を有する者とし、具体的には次に定めるとおりとする。
  - ア 従事者の10分の7以上は、次のいずれかの要件に該当する者を充てるものとし、有資格者が10分の8以上になるように努力すること。
    - (ア) 医療事務関係の専門学校を修業し、修業後6箇月以内の者
    - (イ) 財団法人日本医療保険事務協会が実施する医科の診療報酬請求事務能力認定等（以下、「医療事務関係の実務認定」という。）を習得後、医療機関で医療事務関係の実務経験を6ヶ月以上有し、かつ、実務継続中又は実務中断後の期間が1年以内の者
    - (ウ) 医療機関において医療事務関係の実務経験を2年以上有し、かつ、実務継続中又は実務中断後の期間が1年以内の者
    - (エ) 四病院団体協議会及び医療研修推進財団が認定する診療情報管理士（以下、診療情報管理士という）の資格を有する者

- (オ) 国立がん研究センターが提供するがん登録実務者認定研修で中級認定者以上の認定を受けている者  
イ 有資格者以外の従事者については、乙の裁量により医療事務関係の業務に従事させることが適當と認められる者。
- (2) 乙は、従事者となる者に対し、就業前に以下の研修を行うこと。また、配置予定部門において、1箇月以上の実務訓練を実施すること。  
ア 個人情報保護に関すること  
イ 接遇に関すること
- (3) 乙は、従事者の交代にあたり、業務に支障（停滞・質の低下等）をきたさぬよう十分に配慮しなければならない。
- (4) 従事者の配置は適材適所を原則とし、甲の医事経営課長（医事経営課長を置かないところにおいては医事の統括担当者）の意見を参考とすること。
- (5) 従事者は、作業中一定の被服を着用し、上着には少なくとも名字を記載した名札をつけること。
- (6) 従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは業務完了後（従事者が離職した後を含む）においても同様とする。
- (7) 従事者は、業務を行うに当たり、病院事業の特殊性から次の点に留意すること。  
ア 来院者等との対応は、相手の立場に立って理解を得られるよう最善の努力をすること。  
イ 来院者等に不快感を与えることのないよう、言動及び身だしなみに十分留意すること。
- (8) 従事者は、災害発生（防災訓練等を含む）などの時は、甲の定める「防災マニュアル」等の指示に従い、「業務継続計画」に協力すること。
- (9) 従事者は、来院者や職員等の駐車の妨げにならない範囲で職員駐車場の利用がされること。

## 5 業務責任者の届出及び連絡会議

- (1) 乙は、花泉地域診療センターとの連絡調整に当たらせるため、従事者の中から業務責任者として正副各1名を指名し、甲に届け出なければならない。
- (2) 業務責任者は、6の(1)に掲げる業務等を考慮し、従事者に対する業務の指示を的確に行なわなければならない。
- (3) 業務責任者は、甲が毎月開催する委託業務に関する連絡会議等（以下「連絡会議」という。）に出席すること。  
また、業務責任者は、甲に対し、必要に応じて連絡会議の開催を申し出ることができる。
- (4) 業務責任者は、業務に際しインシデント、苦情等が発生した場合は速やかに対応し甲へ報告すること。

## 6 配置人員及び従事者名簿の提出

- (1) 委託業務を行うに当たり、次の各業務が円滑に行えるよう適切な員数を配置すること。  
ア 休診日の前日及び休診日の翌日等における最大業務量を考慮すること。  
イ 受付業務、外来業務、窓口会計業務については、次の各項目に対応すること。  
(ア) 待ち時間の短縮  
(イ) オンライン資格確認等システムによる保険資格確認（被保険証等による確認を含む）

- (ウ) 未収金の発生防止
- (エ) 各種公費負担制度等に関する説明等の患者サービスの向上
- (2) 従事者名簿は各業務に区分のうえ、有資格者の配置状況が確認できるものを作成し、契約締結時及び変更がある都度に事前に甲に提出すること。

## 7 業務日及び業務時間

- (1) 業務を行う日は、甲の定める診察日とする。なお、診療報酬明細書等作成業務については、この限りではない。
- (2) 業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、委託業務を行うに当たって必要と認める場合は、甲、乙協議のうえ、業務時間を変更、又は延長することができる。

## 8 委託業務の精度管理

- (1) 乙は、以下に掲げる内容について必修研修とし、年間の実施計画書を策定のうえ甲に提出し実施すること。研修の終了後は、その内容及び出席率について甲に書面にて報告すること。  
なお、ア、イについては必要に応じ隨時行うこと。
  - ア 個人情報に関する研修
  - イ 接遇に関する研修
  - ウ 診療報酬算定に関する研修
  - エ 医療保険制度（公費負担制度等含む）に関する研修
- (2) 乙の責任において、次の各項目に適切に対応し委託業務の精度の向上に努め、その結果等を、甲へ報告すること。
  - ア 適正な診療報酬点数算定に係る情報提供
  - イ 診療報酬算定漏れ防止対策
  - ウ 診療報酬請求に対する査定等の減少対策
  - エ 診療報酬算定に係る定期的精度測定
  - オ 未収金の催告状況

## 9 損失補てん責務

8の（2）に規定する項目のうち、乙の責めに帰すべき理由により甲に重大な損失を与えたと認められる次のものについては、その責任は乙が負うものとする。

- (1) 支払審査機関の査定により損失のあったもののうち、明らかに乙の責任によるもの。
- (2) 算定漏れ及び算定誤りにより損失のあったもののうち、明らかに乙の責任によるもの。
- (3) その他、明らかに乙の責任により損失のあったもののうち、必要と認められるもの。

## 10 会計業務

- (1) 会計業務で取り扱う金銭の範囲は、岩手県立病院等利用料条例に定める利用料及びその他病院事業の業務に係る全ての金銭とする。
- (2) 領収証書に押印する領収印は、乙が備えることとし、その印刻文字等は、甲の指示するところによる。

- (3) 乙は、故意又は過失により収納した金銭を紛失したときは、その損害賠償の責めを負うものとする。

## 11 使用材料

業務を行うに当たって使用する消耗品は、乙が負担する。ただし、次に指定した機械、器具及びカルテ等の用紙類は甲が提供する。

- (1) 受付業務に使用する機械及び器具
- (2) 医事会計等のデータ処理に使用する機械及び器具
- (3) その他業務を行うに当たって使用する備品等

## 12 個人情報の取り扱い

乙は、業務の実施に当たり、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、乙の代表者、代理人、またはその他の従事者は、この契約期間中及び解除後も委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても第三者に対して漏洩してはならない。

## 13 その他

この仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの仕様書に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。